

令和2年度 和歌山県建設工事等入札参加資格停止措置等一覧表

| No. | 措置日 | 名称(商号) | 所在地 | 期間 | | 要件 | 備考 |
|-----|---------|----------|--------|------------------|------|--|--|
| 1 | R2.4.8 | 玉川土木 | 九度山町 | R2.4.9～R2.7.8 | 3か月間 | 九度山町発注の下水道管渠布設工事において、経営事項審査を受審せずに公共工事を直接請け負っていたことが建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、令和2年3月31日に本県から建設業法第28条第1項の規定に基づく指示処分を受けたため | 別表2・5・(3)・イ |
| 2 | R2.4.8 | 株式会社野上建設 | 紀美野町 | R2.4.9～R2.6.8 | 2か月間 | 海草振興局建設部海南工事事務所発注の日方大野中線道路改良工事において、令和2年1月30日に安全管理措置の不適切から公衆に負傷者1名を生じさせたため | 別表1・3・(2)・ア |
| 3 | R2.4.8 | 大成建設株式会社 | 東京都新宿区 | R2.4.9～R2.7.8 | 3か月間 | 鹿児島市内の耐震改修工事現場において、令和元年6月25日に石綿含有吹付材の除去作業に当たり、仕事開始の日の14日前までに鹿児島労働基準監督署に計画の届出を行わなかったことに関し、令和2年1月20日に鹿児島労働基準監督署から労働安全衛生法違反の疑いで鹿児島地方検察庁に書類送検されたため | 別表2・7・(3) |
| 4 | R2.9.1 | 株式会社西川組 | 日高川町 | R2.9.2～R2.12.1 | 3か月間 | 下請負人となった日高振興局建設部発注の御坊中津線道路改良工事において、令和2年2月29日に、交通誘導員1名を死亡させたことに関し、従業員が令和2年8月13日に御坊警察署から業務上過失致死の疑いで検察庁に書類送検されたため | 別表1・4・(1)・ア 別表2・7・(3) 第5条第1項 第7条第1項 |
| 5 | R2.9.24 | 東急建設株式会社 | 東京都渋谷区 | R2.9.25～R2.10.24 | 1か月間 | 公立大学法人和歌山県立医科大学発注の工事において、安全管理措置の不適切から下請負人の作業員1名に全治約4か月の負傷を生じさせたことにより、令和2年9月11日に和歌山労働基準監督署から「是正勧告書」及び「指導票」が出され、令和2年9月16日に公立大学法人和歌山県立医科大学から入札参加資格停止措置を適用されたため。 | 別表1・4・(2)イ |
| 6 | R2.9.24 | 株式会社小池組 | 和歌山市 | R2.9.25～R2.10.24 | 1か月間 | 公立大学法人和歌山県立医科大学発注の工事において、安全管理措置の不適切から下請負人の作業員1名に全治約4か月の負傷を生じさせたことにより、令和2年9月11日に和歌山労働基準監督署から「是正勧告書」及び「指導票」が出され、令和2年9月16日に公立大学法人和歌山県立医科大学から入札参加資格停止措置を適用されたため。 | 別表1・4・(2)イ |
| 7 | R2.9.29 | 株式会社松原組 | 新宮市 | R2.9.30～R2.10.29 | 1か月間 | 令和2年8月19日に東牟婁振興局新宮建設部発注の那智勝浦海岸海岸整備(老朽化)工事において、不適切な安全管理の措置により、下請負人の従業員1名に入院約1か月を要する負傷を生じさせたため | 別表1・4・(2)ア |

令和2年度 和歌山県建設工事等入札参加資格停止措置等一覧表

| No. | 措置日 | 名称(商号) | 所在地 | 期 間 | | 要 件 | 備 考 |
|-----|----------|---------------|--------|-------------------|------|--|-------------|
| 8 | R2.10.1 | 有限会社ロータリーサービス | 和歌山市 | R2.10.2～R3.1.1 | 3か月間 | 和歌山県県土整備部公共建築課発注の工事に関し、令和2年8月31日に落札決定を受けたにもかかわらず、その後に、主任技術者等の配置が困難であることを理由として令和2年9月23日に契約を辞退したため | 別表2・7・(5) |
| 9 | R2.10.13 | 折口建設 | 紀美野町 | R2.10.14～R3.1.13 | 3か月間 | 産業廃棄物の不法投棄について、令和2年9月14日に廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反の罪で裁判所から懲役1年執行猶予3年及び罰金50万円の判決を受けたため | 別表2・7・(3) |
| 10 | R2.10.20 | 日乃出建装株式会社 | 田辺市 | R2.10.21～R3.1.20 | 3か月間 | 役員が、令和2年9月17日にスーカー行為等の規制等に関する法律違反で逮捕されたことが令和2年9月19日に新聞に掲載され、令和2年10月8日に略式起訴の結果、30万円の罰金を受けたため | 別表2・9・(1) |
| 11 | R2.10.21 | 川一級建築事務所 | 和歌山市 | R2.10.22～R2.11.21 | 1か月間 | 西牟婁振興局建設部発注の業務において、契約違反(履行遅滞)があったため | 別表1・2・(3)・ウ |
| 12 | R2.11.12 | 平和産業株式会社 | 有田川町 | R2.11.13～R3.5.12 | 6か月間 | 有田振興局建設部発注の建設工事において、令和2年10月26日に工事続行不能届の提出があり、契約を解除したため | 別表1・2・(1) |
| 13 | R3.2.3 | 株式会社川嶋工業 | 岩出市 | R3.2.4～R3.3.3 | 1か月間 | 令和2年12月10日に那賀振興局農林水産振興部発注の工事において、不適切な安全管理の措置により、下請負人の従業員1名に全治約3か月を要する負傷を生じさせたため | 別表1・4・(2)ア |
| 14 | R3.2.3 | 池友建設 | 岩出市 | R3.2.4～R3.3.3 | 1か月間 | 令和2年12月10日に下請負人となった那賀振興局農林水産振興部発注の工事において、不適切な安全管理の措置により、従業員1名に全治約3か月を要する負傷を生じさせたため | 別表1・4・(2)ア |
| 15 | R3.2.9 | 森松工業株式会社 | 岐阜県本巣市 | R3.2.10～R3.8.9 | 6か月間 | 森松工業株式会社の従業員3名が、兵庫県赤穂市発注の配水池整備工事において、令和3年1月23日に贈賄容疑で、兵庫県警に逮捕されたため | 別表2・1・(3) |
| 16 | R3.2.9 | 川田工業株式会社 | 富山県南砺市 | R3.2.10～R3.5.9 | 3か月間 | 長野県発注の工事において、平成31年2月23日に橋梁建設工事現場で発生した鉄塔倒壊事故の報告を遅滞なく行わなかったことに関し、令和2年6月12日に松本労働基準監督署から労働安全衛生法違反の疑いで書類送検され、起訴の後、令和2年11月25日に松本簡易裁判所から略式命令(罰金)を受けたため。 | 別表2・7・(3) |

令和2年度 和歌山県建設工事等入札参加資格停止措置等一覧表

| No. | 措置日 | 名称(商号) | 所在地 | 期間 | | 要件 | 備考 |
|-----|--------|-----------|------|---------------|------|---|--|
| 17 | R3.3.5 | 有限会社建設タナカ | 田辺市 | R3.3.6~R3.6.5 | 3か月間 | 西牟婁振興局建設部発注の国道371号道路改良工事において、令和2年11月19日に、下請負人の従業員1名を死亡させたことに関し、令和3年2月24日に田辺労働基準監督署から労働安全衛生法違反の疑いで和歌山地検田辺支部に書類送検されたため | 別表1・4・(1)・ア 別表2・7・(3) 第7条第1項 |
| 18 | R3.3.5 | 株式会社芝田建設 | 上富田町 | R3.3.6~R3.6.5 | 3か月間 | 下請負人となった西牟婁振興局建設部発注の国道371号道路改良工事において、令和2年11月19日に、従業員1名を死亡させたことに関し、令和3年2月24日に田辺労働基準監督署から労働安全衛生法違反の疑いで和歌山地検田辺支部に書類送検されたため | 別表1・4・(1)・ア 別表2・7・(3) 第5条第1項 第7条第1項 |
| 19 | R3.3.5 | タナカ技研株式会社 | 日高川町 | R3.3.6~R3.4.5 | 1か月間 | 令和3年2月9日に日高振興局農林水産振興部発注の工事において、不適切な安全管理の措置により、従業員1名に全治約2か月を要する負傷を生じさせたため | 別表1・4・(2)ア |